

建設工事における中間前金払制度について

建設業における資金調達の円滑化を支援するため、本市が発注する工事について、中間前金払制度を導入します。

1. 中間前金払制度とは

請負工事において、当初の前払金（契約金額の10分の4以内。震災特例を採用している場合は10分の5以内。）に加え、工期を半分過ぎた時点で、さらに契約金額の10分の2以内の前払金を追加して受け取ることができる制度です。

2. 対象工事

請負代金額1,000万円以上で、かつ、工期が100日以上 of 建設工事。

3. 適用条件

- (1) 当初の前金払いが支出されていること
- (2) 工期の2分の1を経過していること。
- (3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
- (4) 既に行われた当該工事の進捗出来高が請負金額の2分の1以上（出来高50%以上）に達していること。

4. 割合

請負代金額の10分の2以内の額とします。中間前金払を支出した後の前金払の合計金額が請負代金額の10分の6を超えることはできません。なお、東日本大震災の特例に基づき、当分の間「10分の6」を「10分の7」とします。

5. 中間前払金の流れ

- (1) 認定請求書の提出
受注者は、「認定請求書」に「工事履行報告書」を添えて発注者に提出する。
- (2) 認定調書の交付
発注者は、認定請求書に基づき審査した結果、認定要件を満たしている場合は、受注者に対して「認定調書」を交付する。
- (3) 保証契約の申込み
受注者は、保証会社に対して発注者から交付された「認定調書」を添えて、中間前金払に係る保証契約を申込む。

(4) 保証書の発行・支払請求

保証会社と保証契約を締結後、保証書が保証契約者に発行される。受注者は、「中間前金払申請書」及び「請求書」に保証書を添えて発注者に提出する。

(5) 中間前払金振込

発注者は、受注者の指定する金融機関に中間前払金を振り込む。

6. 施行日

平成27年6月1日以降に契約を締結したものから適用します。

様 式

- ・(第1号様式) 中間前金払認定請求書
- ・(第2号様式) 工事履行報告書